

## 2年目講座の決定版！「実践力PowerUp講座」の全貌とタイプ別学習法

担当 LEC専任講師 赤松直哉

## 1 本試験の出題形式等

## (1) 出題形式

(午前択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合せ	31	35	34	34	33
単純正誤	4	0	1	1	2
個数算定	0	0	0	0	0

(午後択一式)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組合せ	35	33	34	35	35
単純正誤	0	2	1	0	0
個数算定	0	0	0	0	0

## (2) 正解率

Aランクは、ほぼ取っていく必要がある最終的には、この部分をどれだけ取れるかが勝負の分かれ目だが…

## ■ 平均的正答率（大雑把な目安です）

100%～60%	Aランク問題	例年	24問前後／35問
59%～40%	Bランク問題	例年	8問前後／35問
39%～0%	Cランク問題	例年	3問前後／35問

Bランク・Cランクを取るための勉強に走っては、絶対にダメです！

**2 本試験への対応****(1) 勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし（故野村克也監督の名言）**

- 「負けに不思議の負けなし」であれば、「負け」の原因を考えることが大事です。  
→ どうしても「どうすれば合格できるか」という方向性で考えてしまいますが、  
「どうすれば不合格になるのか」という方向性で考えることが大事です。

**(2) 不合格となる原因は、 $\beta$ ではなく $\alpha$ ではないでしょうか？**

- $\alpha$  ①基本論点（過去問論点）の学習漏れがあった  
②基本論点（過去問論点）の理解が不十分だった
- $\beta$  ①基本論点（過去問論点）以外の学習、発展論点の学習が不十分であった  
②改正論点の学習が不十分であった

**(3) 不合格となる原因をなくするのが、実践力 PowerUp 講座のコンセプトです！**

- 合格する原因を追求すれば、そこには「不思議の勝ち」もあるわけですから、切りがなくなってしまう。  
結局は、ことわざにもあるように「あぶはち取らず」に終わってしまいます。
- 不合格となる原因を排除する、すなわち、①基本論点の漏れをなくする、②基本論点の理解を深める ことの重要性を再認識しましょう！

**(4) さらに、基本論点（過去問論点）以外の学習をするのであれば、次で十分可能です**

- ① お持ちの答練問題の再活用  
② 今後の答練問題の活用

### ③ 学習を効果的に行うためには

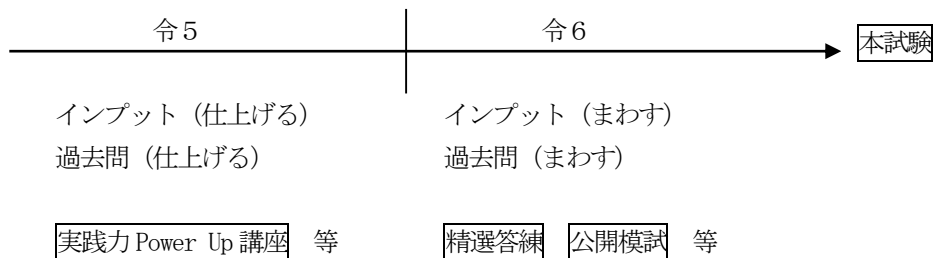
#### (1) 目標を数値設定すること

- ① 今日はがんばるぞ！ → ×  
 ② 今日はテキストを30ページ読むぞ！ → ○

①のような抽象的な目標の立て方だと、それが達成できているかどうかわからない

②のように数値で目標を立てれば、それが達成できたかどうかを判断することができる

#### (2) 本試験までを見通し、学習のバランスをよく考えること



#### 年内に取り組みたいこと

- ・インプットを仕上げる
- ・過去問を仕上げる

↓

年明けは「年内」に仕上げたものをスピーディーに繰り返し復習する時期

「年内」にその土台を作り上げておくことが必要

↓

年明けは「過去問」を最低3回転 (Max 6回転) を目標にがんばる

**4** 知識の正確性

(Aパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … ?

イ × … ?

ウ × … 99%の自信で×

エ ○ … 99%の自信で○

オ ○ … ?

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

(Bパターン) 誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア ○ … 50%位の自信で×だと思う

イ × … 60%位の自信で○だと思う

ウ × … 50%位の自信で×だと思う

エ ○ … 60%位の自信で○だと思う

オ ○ … 50%位の自信で○だと思う

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

A → 勉強の範囲は絞りこんでいるが、勉強したことは確実に覚えている

B → いろいろなことを勉強しているが、うろ覚えになっている

**問題を解くのに大切なことは「知識の広さ」ではなく「知識の正確性」です！**

## 5 実践力 PowerUp 講座

実践力 PowerUp 講座 メインテキスト サンプル

### 第3節 出 資（発起設立・募集設立共通）

#### 一 設立時発行株式に関する事項の決定

発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その**全員の同意**を得なければならない（会32 I）。

[18-32-ウ]

#### ■ 設立時発行株式に関する事項の決定（発起人全員の同意） ①×②=③

① 発起人が割当てを受ける**設立時発行株式の数**（会32 I ①）（注）[22-27-ウ][R4-27-ウ]

② ①と引換えに**払い込む金銭の額**（会32 I ②）

③ 成立後の株式会社の**資本金及び資本準備金**の額に関する事項（会32 I ③）[31-27-イ]

（注） 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、発起人が割当てを受ける設立時発行株式が会社法108条3項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない（会32 II）。

#### 二 検査役の調査

##### 1 検査役の選任の申立て

**発起人**は、定款に**変態設立事項**についての記載又は記録があるときは、公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、**検査役の選任の申立て**をしなければならない（会33 I）。[27-27-7]



#### ワンポイント解説

検査役の選任申立権者は、発起設立・募集設立を問わず、**発起人**である。

##### 2 裁判所による変更決定

**裁判所**は、検査役からの報告を受けた場合において、変態設立事項を不当と認めたときは、これを**変更する決定**をしなければならない（会33 VII）。[23-27-イ][31-27-ウ]

##### 3 発起人の対応

###### (1) 株式引受けの取消し

発起人は、裁判所の決定により変態設立事項の全部又は一部が変更された場合には、当該**決定の確定後1週間以内**に限り、その設立時発行株式の**引受けに係る意思表示**を取り消すことができる（会33 VIII）。



#### ワンポイント解説

※ 発起人間で合意した内容が、その意図に反して裁判所に変更された場合には、**当初の合意を前提とした設立手続を続けることができなくなる。**

↓ならば

その判断に不服を持つ発起人は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示の**全部**を取り消すことができるとするのが相当

実践力PowerUp講座 **過去問レジュメ** サンプル

P17

**【発起人全員の同意事項】**

A□ 株式会社の設立に関する次の記述は、**発起設立には当てはまるが、募集設立には当てはまらない**。  
 成立後の会社の**資本金及び資本準備金の額に関する事項**について、定款で定めていないときは、**発起人全員の同意によって、これを定めなければならない**。× [18-32-ウ]

発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人全員の同意による

A□ **設立時発行株式の数**は、**発起設立の場合**には、**発起人の全員の同意によって定める**が、**募集設立の場合**には、**創立総会の決議によって定める**。× [22-27-ウ]

発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人全員の同意による

□ 発起人が割当てを受ける**設立時発行株式の数**は、**発起人の議決権の3分の2以上をもって定める**ことができる。× [R4-27-ウ]

発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人全員の同意による

□ 定款に成立後の株式会社の**資本金及び資本準備金の額**に関する事項についての定めがない場合において、株式会社の設立に際して当該事項を定めようとするときは、**発起人は、その全員の同意**を得なければならない。○ [31-27-イ]

発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人全員の同意による

**【検査役の申立権者】**

A□ 株式会社の**発起設立**に関して

定款に現物出資に関する事項についての記載がある場合に、当該事項を調査させるため裁判所に対し**検査役の選任の申立て**をしなければならないのは、**設立時取締役**である。× [27-27-ア]

検査役の選任申立権者は、発起人である

A□ 設立しようとする株式会社の定款に現物出資に関する定めがある場合において、**裁判所は、検査役からの報告を受け、当該現物出資に係る事項を不当と認めるときは、当該現物出資に係る事項を**変更する決定****をしなければならない。○ [23-27-イ]

会社成立前に定款変更ができる一場合である

□ **裁判所**は、**金銭以外の財産の出資に関する事項について裁判所が選任した検査役の報告を受けた場合において、当該検査役の調査を経た当該財産を出資する者に対して割り当てる設立時発行株式の数を**不当と認めるときは、これを**変更する決定******をしなければならない。○ [31-27-ウ]

会社成立前に定款変更ができる一場合である

実践力 PowerUp 講座 **確認テスト** サンプル

## 確認テスト

【令和〇年〇月〇日実施】

以下の問いに「○」か「×」で解答せよ。

- 01 株式会社の設立に関する次の記述は、**発起設立には当てはまるが、募集設立には当てはまらない**。  
 会社が**発行することができる株式の総数を定款で定めていないとき**は、会社の成立の時までに、**発起人全員の同意によって**、定款を変更して、これを**定めなければならない**。 [18-32-イ]
- 02 株式会社を設立する場合において、成立後の株式会社が**定款の認証の手数料**を負担するには、その額を**定款に記載し、又は記録しておかなければならない**。 [31-27-ア]
- 03 株式会社の設立に関する次の記述は、**発起設立には当てはまるが、募集設立には当てはまらない**。  
 成立後の会社の**資本金及び資本準備金の額に関する事項**について、定款で定めていないときは、**発起人全員の同意によって**、これを**定めなければならない**。 [18-32-ウ]

(中 略)

- 10 **株式**は、株主名簿に株主の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される**記名式のものに限られ**、**社債**は、社債原簿に社債権者の氏名又は名称及び住所が記載され、又は記録される**記名式のものに限られる**。 [23-28-ア]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

氏名		得点	
----	--	----	--

## 実践力 PowerUp 講座 「択一編」 テキスト サンプル

## 記述コーナー

## 【設例 1】

- 1 甲建物の表題部所有者はAである。
- 2 所有権保存の登記の申請書を記載しなさい。根拠法令も記載しなさい。

【添付情報一覧】ア 登記原因証明情報 イ 登記識別情報 ウ 印鑑証明書 エ 住所証明情報

⇒ [Link](#) 重要論点29講

## 問 申請書

登記の目的	<input type="text"/>	
申請事項等	登記原因及びその日付	<input type="text"/>
	上記以外の申請事項等	<input type="text"/> A 令和何年何月何日 <input type="text"/> 申請
添付情報		
登録免許税		

(中 略)

## 【解答 1】

所有権保存

なし

所有者

法74条1項1号

工

金4万円



## 実践力 PowerUp 講座 「記述編」 テキスト サンプル

## 重要論点 第29講 所有権保存 たすき掛け保存

## 【甲建物の登記記録】

表題部 (主である建物の表示)	調整	余白	不動産番号	(省略)
所在図番号	余白			
所在	(省略)		余白	
家屋番号	1番		余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕
事務所	鉄骨造陸屋根	1階 60	00	(省略)
	2階建	2階 60	00	
所有者	【住所省略】 持分2分の1 A			
	【住所省略】 持分2分の1 B			

## 【事実関係】

- 1 A及びBは建築資金を半分ずつ拠出し、甲建物を建築した。
- 2 令和6年2月25日にAは死亡し、その相続人はC及びDの2名である。
- 3 令和6年3月25日にBは死亡し、その相続人はE及びFの2名である。
- 4 司法書士法務太郎は、Cのみから、上記の事実関係に基づき、C、D及びBの3名の名義による所有権保存の登記申請の依頼を受けた。

## 【添付情報一覧】

- ア Aの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- イ Bの法定相続人を特定することができる戸籍の全部事項証明書、戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本
- ウ Bの住民票の除票（本籍及び死亡時の住所の記載あり）
- エ Cの住民票の写し（本籍の記載あり）
- オ Dの住民票の写し（本籍の記載あり）

答 申請書

登記の目的		所有権保存
申請事項等	登記原因及びその日付	なし
	上記以外の申請事項等	所有者（被相続人A） （申請人） 持分4分の1 C 論点1 論点2 4分の1 D 4分の2 B（注1）  （注1）Bの相続人は申請人となっていないので、「亡B 上記相続人〇〇」や「亡B」等と記載することを要しない。
添付情報		ア（注2）、ウ、エ、オ 令和6年7月5日法74条1項1号申請  （注2）Bの相続人は申請人となっていないので、「イ」の提供を要しない。
登録免許税額		金4万円（1000万円 × 4/1000）

論点1

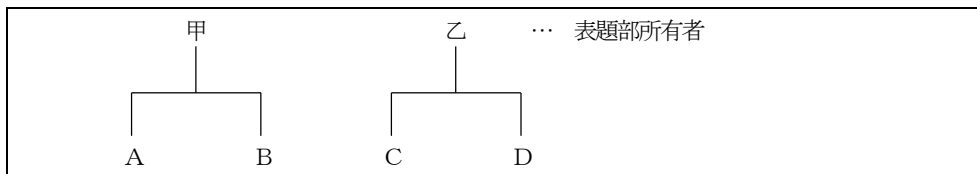
【図表】 所有権保存登記の申請適格者（単独申請）

- ① 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人（74 I ①）
- ② 所有権を有することが確定判決によって確認された者（74 I ②）
- ③ 収用によって所有権を取得した者（74 I ③）
- ④ 区分建物にあっては、表題部所有者から所有権を取得した者（74 II）

論点2

□ 表題部所有者として甲・乙が記載されているときに、甲乙両名が死亡して、甲の相続人がA B、乙の相続人がC Dである場合に、「甲乙」「AB乙」「甲CD」「ABCD」を登記名義人とする所有権保存登記の申請はいずれも受理される。また、登記の申請は相続人の全員から行っても相続人の一部から行ってもよい（昭36. 9. 18民甲2323号）。

登記名義人として上記いずれの組合せも可能であるのは、甲乙ABCDいずれの者も同じ法74条1項1号により申請人適格があるからであり、申請を相続人の一部から行ってもよいのは民法252条5項の保存行為として認められるからである。



## ★ 記述は赤松にお任せください！（下記「太郎と花子の事件簿」より）

## 1-1 所有権抹消の登記

〔令和4年4月1日C、D及びXから聴取した内容〕

- 2 甲土地の甲区1番で、私Cの住所が「鳥取県境港市平成町1番地」と登記されていますが、私Cは、令和4年2月22日、住所を「鳥取県境港市平成町1番地」から「鳥取県境港市令和町1番地」に移転しております。
- 3 甲土地の甲区2番で、私Cから私の長男Dへの贈与による所有権移転の登記がされていますが、これは、私が他に所有する「鳥取県境港市平成町1番1の土地」を贈与する意思であったところ、「鳥取県境港市令和町1番1の土地」を贈与する意思表示をしてしまった結果、間違っとなされてしまった登記です。
- 4 私Cは、長男Dに対して、令和4年3月31日、上記の贈与契約に係る意思表示を錯誤によって取り消す旨を伝え、同日、Dもこれを了承しました。なお、長男Dは成年者です。

## (1) 前提知識

→ 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行された。

これにより、錯誤の効果が「無効」から「取消し」に改められた。意思表示が錯誤により取り消されたことにより登記の抹消の申請をするときは、その登記原因は「年月日取消」となる（令2.3.31民二第328号）。

## (2) なすべき登記

→ 「令和4年3月31日取消」を原因として、「2番所有権抹消」の登記を申請する。

## (3) 抹消登記の権利者の住所変更について

→ 所有権登記名義人住所変更の登記は、現に効力を有する登記名義人についてしか申請することができない。よって、2番所有権抹消の登記を経た後に、1番所有権登記名義人住所変更の登記を申請することになる。

## ■関連知識■

□ 所有権の移転登記を抹消する場合において、登記権利者の住所の変更により、申請情報として提供された登記権利者の住所と登記記録上の住所とが異なっているときは、当該抹消登記にその変更を証する情報の提供を要する（登研412号、435号）。

## 実践力 Power Up 講座 学習スケジュール

7月スケジュール案【択一】**通学**

日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
民法1						
30	31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5
民法2 民法3						

## 【メインテキスト — 昨年テキストのページ数をベースにした1コマあたりの進捗】

民法 約50ページ、 不登 約55ページ、 会社 約55ページ、 商登 約60ページ  
 民訴他 約55ページ、 供託他 約55ページ、 憲法 約60ページ、 刑法 約70ページ  
 時間が取れる方、時間が取れない方 → 講義で進んだ範囲のAランクBランク論点復習

## 【過去問レジュメ】

時間が取れる方 → 講義で進んだ範囲の全肢目標

時間が取れない方 → 主要4科目 (例) A肢に絞る

マイナー科目 (例) 平成20年以降 (憲法は平成15年以降) の肢に絞る

## 【スケジュール例】

日曜日の講義の復習 → 月・火・水

木曜日の講義の復習 → 金

土曜日 → 予備日

8月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
7/30	7/31	1	2	3	4	5
民法2 民法3						
6	7	8	9	10	11	12
民法4 民法5						
13	14	15	16	17	18	19
民法6 民法7				民訴他1		
20	21	22	23	24	25	26
休				民訴他2		
27	28	29	30	31	9/1	9/2
民法8 民法9				民訴他3		

9月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	1	2
民法8 民法9				民訴他3		
3	4	5	6	7	8	9
民法10 民法11				民訴他4		
10	11	12	13	14	15	16
休				民訴他5		
17	18	19	20	21	22	23
民法12 民法13				民訴他6		
24	25	26	27	28	29	30
民法14 民法15				民訴他7		

10月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
休				民訴他8		
8	9	10	11	12	13	14
民法16 民法17				民訴他9		
15	16	17	18	19	20	21
民法18 民法19				供託他1		
22	23	24	25	26	27	28
民法20 不登1				供託他2		
29	30	31	11/1	11/2	11/3	11/4
不登2 不登3				供託他3	不登4 不登5	

11月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
10/29	10/30	10/31	1	2	3	4
不登2 不登3				供託他3	不登4 不登5	
5	6	7	8	9	10	11
不登6 不登7				憲法1		
12	13	14	15	16	17	18
不登8 不登9				憲法2		
19	20	21	22	23	24	25
不登10 不登11				憲法3		
26	27	28	29	30	12/1	12/2
不登12 不登13				憲法4		



12月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	1	2
不登12 不登13				憲法4		
3	4	5	6	7	8	9
不登14 不登15				刑法1		
10	11	12	13	14	15	16
不登16 会社1				刑法2		
17	18	19	20	21	22	23
会社2 会社3				刑法3		
24	25	26	27	28	29	30
会社4 会社5				刑法4		
31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6
休						

1月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
12/31	1	2	3	4	5	6
休						
7	8	9	10	11	12	13
会社6 会社7						
14	15	16	17	18	19	20
会社8 会社9						
21	22	23	24	25	26	27
会社10 会社11						
28	29	30	31	2/1	2/2	2/3
商登1 商登2						

2月スケジュール案【択一】通学

日	月	火	水	木	金	土
1/28	1/29	1/30	1/31	1	2	3
商登1 商登2						
4	5	6	7	8	9	10
商登3 商登4						
11	12	13	14	15	16	17
休						
18	19	20	21	22	23	24
商登5 商登6						
25	26	27	28	29	3/1	3/2
商登7 商登8						
3/3						
商登9 商登10						

## 実践力 Power Up 講座 学習スケジュール

## 8月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
7/30	7/31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
民法1						
13	14	15	16	17	18	19
民法2 民法3						
20	21	22	23	24	25	26
民法4 民法5						
27	28	29	30	31	9/1	9/2
民法6 民法7				民訴他1		

9月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	1	2
民法6 民法7				民訴他1		
3	4	5	6	7	8	9
休				民訴他2		
10	11	12	13	14	15	16
民法8 民法9				民訴他3		
17	18	19	20	21	22	23
民法10 民法11				民訴他4		
24	25	26	27	28	29	30
休				民訴他5		

## 10月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
民法12 民法13				民訴他6		
8	9	10	11	12	13	14
民法14 民法15				民訴他7		
15	16	17	18	19	20	21
休				民訴他8		
22	23	24	25	26	27	28
民法16 民法17				民訴他9		
29	30	31	11/1	11/2	11/3	11/4
民法18 民法19				供託他1		

11月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
10/29	10/30	10/31	1	2	3	4
民法18 民法19				供託他1		
5	6	7	8	9	10	11
民法20 不登1				供託他2		
12	13	14	15	16	17	18
不登2 不登3				供託他3	不登4 不登5	
19	20	21	22	23	24	25
不登6 不登7				憲法1		
26	27	28	29	30	12/1	12/2
不登8 不登9				憲法2		

## 12月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	1	2
不登8 不登9				憲法2		
3	4	5	6	7	8	9
不登10 不登11				憲法3		
10	11	12	13	14	15	16
不登12 不登13				憲法4		
17	18	19	20	21	22	23
不登14 不登15				刑法1		
24	25	26	27	28	29	30
不登16 会社1				刑法2		
31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6
休						



1月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
12/31	1	2	3	4	5	6
休						
7	8	9	10	11	12	13
会社2 会社3				刑法3		
14	15	16	17	18	19	20
会社4 会社5				刑法4		
21	22	23	24	25	26	27
会社6 会社7						
28	29	30	31	2/1	2/2	2/3
会社8 会社9						

2月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
1/28	1/29	1/30	1/31	1	2	3
会社8 会社9						
4	5	6	7	8	9	10
会社10 会社11						
11	12	13	14	15	16	17
商登1 商登2						
18	19	20	21	22	23	24
商登3 商登4						
25	26	27	28	29	3/1	3/2
休						

3月スケジュール案【択一】通信

日	月	火	水	木	金	土
2/25	2/26	2/27	2/28	2/29	1	2
休						
3	4	5	6	7	8	9
商登5 商登6						
10	11	12	13	14	15	16
商登7 商登8						
17	18	19	20	21	22	23
商登9 商登10						

11月スケジュール案【記述】通学通信 共通

日	月	火	水	木	金	土
10/29	10/30	10/31	1	2	3	4
			第1講	第2講	第3講	第4講
5	6	7	8	9	10	11
第5講	第6講	第7講	第8講	第9講	第10講	第11講
12	13	14	15	16	17	18
第12講	第13講	第14講	第15講	第16講	第17講	第18講
19	20	21	22	23	24	25
第19講	第20講	第21講	第22講	第23講	第24講	第25講
26	27	28	29	30	12/1	12/2
第26講	第27講	第28講	第29講	第30講		

12月スケジュール案【記述】通学通信 共通

日	月	火	水	木	金	土
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	1	2
					第31講	第32講
3	4	5	6	7	8	9
第33講	第34講	第35講	第36講	第37講	第38講	第39講
10	11	12	13	14	15	16
第40講	第41講	第42講	第43講	第44講	第45講	第46講
17	18	19	20	21	22	23
第47講	第48講	第49講	第50講	第51講	第52講	第53講
24	25	26	27	28	29	30
第54講	第55講	第56講	第57講	第58講	第59講	第60講
31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6

1月スケジュール案【記述】通学通信 共通

日	月	火	水	木	金	土
12/31	1	2	3	4	5	6
	第61講	第62講	第63講	第64講	第65講	第66講
7	8	9	10	11	12	13
第67講	第68講	第69講	第70講	第71講	第72講	第73講
14	15	16	17	18	19	20
第74講	第75講	第76講	第77講	第78講	第79講	第80講
21	22	23	24	25	26	27
第81講	第82講	第83講	第84講	第85講	第86講	第87講
28	29	30	31	2/1	2/2	2/3
第88講	第89講	第90講				

2月スケジュール案【記述】通学通信 共通

日	月	火	水	木	金	土
1/28	1/29	1/30	1/31	1	2	3
				第91講	第92講	第93講
4	5	6	7	8	9	10
第94講	第95講	第96講	第97講	第98講	第99講	第100講
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	3/1	3/2

**LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。